

1. 生活対策について

昨年10月30日にとりまとめられた「生活対策」は、現下の金融、経済情勢に対する国民生活の安全保障として策定されたものであり、3つの重点分野として、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」、「地方の底力の発揮」が位置付けられており、特に、「生活者の暮らしの安心」については、第一の重点分野として、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するため、家計への緊急支援、雇用の下支え強化、介護人材の確保などほか、出産・子育て支援の拡充により、国民生活の安全・安心を確保する取組を推進するものである。

中でも、出産・子育て支援の拡充については、これまでの施策に加えて、安心して妊娠・出産・子育てができる環境作りを加速することを目指しており、思い切った施策を盛り込んだものとなっている。

(1) 安心こども基金（仮称）

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している総額1,000億円の「安心こども基金（仮称）」は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施による保育所等の緊急整備や認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的としたものである。

(2) 子育て応援特別手当

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している651億円（給付費616億円、事務費35億円）の子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢に鑑み、平成20年度の緊急措置として、多子世帯における幼児教育期の子育て負担に配慮し、小学校就学前3年間に属する児童であって、第二子以降である児童がいる場合、一人当たりにつき3万6千円を支給するものであり、これにより子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものである。

(3) 妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）

平成20年度第2次補正予算(案)に計上している総額790億円の妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）は、妊婦が費用の心配をせず、必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査を受けられるよう、地方財政措置されていない残り9回分について、平成22年度末までの間、国庫補助を行うものである。

これらの施策を盛り込んだ第2次補正予算案は、1月5日に国会に提出され、1月13日に衆議院で可決されたところである。

補正予算成立後に速やかな実施を行うためには、実施主体である地方自治体においても、補正予算による財源措置など様々な対応をお願いすることとなり、年度末のお忙しい時期にご苦勞をおかけするが、よろしくご協力願いたい。

2. 総合的な少子化対策について

(1) 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討状況

平成19年12月にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略においては、現在の我が国の急速な少子化の背景として、国民の「結婚・出産・子育て」に対する「希望」と「現実」との間に大きな乖離があることを指摘している。

その要因には、とりわけ「仕事」と「結婚・出産・子育て」との二者択一を迫るような社会構造や、働き方をめぐる様々な課題があり、少子化の流れを変えるためには、

(1) 働き方の改革による「仕事と生活の調和」の実現と、

(2) 保育等の子育て支援サービス基盤の拡充

を「車の両輪」として着実に進めていくことが必要である。

重点戦略で示された課題のうち、保育等の子育て支援サービス基盤の拡充については、平成20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援に関する給付・サービスを体系的・普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく「新たな制度体系」の検討を進めている。

昨年12月には、保育制度のあり方を中心とする「第1次報告」(案)を提示し、現在、議論を深めているところ。

本年の早い時期に第1次報告のとりまとめを目指しているが、その後も引き続き、第1次報告を踏まえた具体的制度の設計を行う予定であり、今後も随時、情報提供させていただきたい。

なお、この新たな制度体系の構築については、昨年末(12/24)に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の工程表においても、少子化対策の柱立ての中で位置づけられ、2010年代前半の実施に向け、税制改革による財源確保を図りながら、検討を速やかに進めることとされている。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定に向けて

市町村及び都道府県の行動計画については、5年ごとに策定するものとされており、平成22年度からの後期計画については、前期の行動計画について必要な見直しを平成21年度までに行った上で、策定することが必要であるとされている。

今年は、その実質的な内容を固めていただく重要な年であるため、今後お示しする行動計画策定指針(案)等を踏まえていただきながら、策定の進行をよろしくお願いしたい。

(3) 育児・介護休業法の見直しについて

少子化対策の「車の両輪」のもう一つである「働き方の見直し」を進めるため、労働政策審議会において、平成20年8月から育児・介護休業制度の見直しについて検討を行い、同年12月に仕事と家庭の両立支援対策の充実について建議が行われたところ。

建議の概要は以下のとおり。

①子育て中の働き方の見直し

短時間勤務制度及び所定外労働の免除制度について、全ての企業が設けることを義務付け

②父親も子育てができる働き方の実現

男性の育児休業の取得を促進するため、父母がともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間を延長

③子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

子の看護休暇制度の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設等

今後、本建議を踏まえ、厚生労働省では、育児・介護休業法の改正法案の策定を進めていくこととしている。

なお、こうした検討の動きについては、随時、情報提供させていただきたいと考えているので、今後ともその動向につき、御留意をお願いしたい。

3. 児童福祉法等の改正について

(1) 児童福祉法等の改正の経緯・内容

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律85号。以下「改正児童福祉法」という。）については、昨年、第169回通常国会に提出したところ、審議未了・廃案となったが、再提出となった第170回臨時国会において、11月26日に全会一致で可決・成立し、12月3日に公布されたところである。

改正児童福祉法は、一昨年末にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』において、先行して取り組むべき課題とされたこと、また、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会において、社会的養護の拡充のための具体的施策に関する報告書がとりまとめられたこと等を踏まえ、家庭的保育など子育て支援事業の制度化、要保護児童等に対する家庭的環境における養護の充実、企業・地方自治体の次世代育成支援行動計画の策定及び取組の推進を行うものとなっている。

(2) 今後の予定

改正児童福祉法は、家庭的保育事業の制度化、一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象範囲の拡大等の一部を除き、原則として本年4月1日より施行されることとなる。

現在、施行に当たって、法律により委任された事項について、政省令等の整備を進めているところである。

政令案においては、

- ① 児童自立生活援助事業の対象となる者
- ② 養育里親の欠格要件

等について定めることとしており、また、省令・告示案においては、

- ① 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業の実施に当たっての基本方針、人員・設備・運営等に関する事項
- ② 一時預かり事業の実施に当たっての都道府県知事等への届出事項、設備、運営等に関する事項
- ③ 里親制度の見直しに伴う里親の認定登録、養育里親の研修に関する事項

等について定めることとしている。政令案については、本年1月16日付けで、省令・告示案については、昨年12月27日付けで、各概要案について、パブリックコメントの募集を開始しており、これらの早期の公布を目指すこととしているので、今後とも御留意いただくとともに、適切な施行をお願いしたい。